



南 木 曽 町 障 害 者 福 祉 計 画

【令和 6 年度～令和 11 年度（2024 年～2029 年）】

第 7 期 南木曽町障害福祉計画

第 3 期 南木曽町障害児福祉計画

【令和 6 年度～令和 8 年度（2024 年～2026 年）】

南 木 曽 町

第1章 障害者福祉計画の概要

1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	5～6
2 施策の重点目標	7
3 施策の体系	8

第3章 障害福祉計画の目標

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画について	9
2 成果目標	10
(1) 地域生活への移行者数	10
(2) 各年度末の施設入所者数	10
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行者数	11
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
(6) 障がい児支援の提供体制の整備等	11～12
(7) 相談支援体制の充実・強化等	12
(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	12

第4章 施策の概要と方向

第1節 地域での自立した生活のために

1 訪問系サービス	13～14
2 日中活動系サービス	14～16
3 施設系サービス	16～17
4 相談支援	17～18
5 障がい児のサービス	18～20
6 発達障がい者に対する支援	20
7 地域生活支援事業	21～24
8 生活安定のための施策	24～25
9 住まいの確保	25
10 就労支援	26

第2節	療育支援を充実するために	
1	療育支援体制の整備と充実	27
2	関係機関との連携	28
第3節	地域で安心して生活するために	
1	地域福祉活動の推進（関係団体との連携）	29
2	広報啓発活動の推進	29～30
3	人権の尊重と権利擁護	30～31
4	緊急時・災害時の支援体制の整備	31～32
第4節	地域で楽しく生活するために	
1	ふれあい・交流活動の充実	33
2	芸術文化・スポーツ活動の充実	33
第5章	計画の進行管理	
第1節	計画の進行管理	34
第2節	計画の見直し	35
資料編		
	障害者福祉計画策定に関する懇話会等の開催状況	35～36
	地域福祉計画策定推進懇話会名簿（障害者福祉部会）	37

～本計画の表記について～

○「障害」及び「障がい」の表記

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称や組織名、事業等の固有名称については「障害」と表記します。

上記の事項以外、一般的な言い回し等は「障がい」と表記します。

○西暦と年号の表記

西暦と年号の表記については基本的に現行の年号表記とします。

第 1 章 障害者福祉計画の概要

1 計画の趣旨

平成 18 年に障害者自立支援法(平成 25 年改正 現行の障害者総合支援法)が施行され、市町村は「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。南木曽町では平成 19 年 3 月に「南木曽町障害者福祉計画」と「南木曽町障害福祉計画」を一体的に策定して以降、計画の見直しを行いつつ、障がい者施策の推進や障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

平成 30 年には改正児童福祉法の施行により、「障害児福祉計画」の策定が新たに義務付けられ、町では、令和 2 年 3 月に「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

今般、障害福祉計画・障害児福祉計画が令和 5 年度末をもって計画期間終了となることから、新たに「南木曽町障害者福祉計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を策定します。

この間、国において、次のとおり法律の制定・改正が行われました。

- ① 令和元年 6 月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定施行
国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定・実施
- ② 令和 3 年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正
事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化
(令和 6 年 4 月施行)
- ③ 令和 3 年 6 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定
医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明確化(同年 9 月施行)
- ④ 令和 4 年 5 月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る法律」の制定施行
障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
- ⑤ 令和 4 年 12 月「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定
障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等に必要な施策に関する規定の整備

本計画は、国の基本指針の見直しや県の策定する計画の内容をふまえ、今後の障がい福祉サービスの必要量や相談支援体制等の確保のため、必要な方策について定めるものです。

2 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、次の各法に規定する計画を一体的に策定するもので、南木曽町が実施する障がい者施策の具体的な方向を明らかにするものです。

また、この計画が町民や民間事業者、関係団体等、それぞれの立場において自主的な活動を行うための指針とされることを期待するものです。

(1) 社会福祉法第 107 条に定める地域福祉計画の一部とする。

(名称：南木曽町地域福祉計画)

(2) 障害者基本法第 11 条に定める障害者福祉計画とする。

(名称：南木曽町障害者福祉計画)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）88 条に定める障害福祉計画とする。

(名称：南木曽町障害福祉計画)

(4) 児童福祉法第 33 条の 20 に定める障害児福祉計画とする。

(名称：南木曽町障害児福祉計画)

3 計画の期間

南木曽町障害者計画は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年計画です。

第 7 期南木曽町障害福祉計画及び第 3 期南木曽町障害児福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年計画です。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
 南 木 曽 町 障 害 者 福 祉 計 画					
第 7 期 南木曽町障害福祉計画					
第 3 期南木曽町障害児福祉計画					

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第10次南木曾町総合計画（平成29年度策定）に掲げる「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉の推進のため、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、障がい者等の自立と社会参加を支援し、住み慣れた地域で個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。その実現のために、国の基本指針に沿って、以下のとおり基本理念を定めます。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者、障がい児が、障がい種別によらず一元的な障がい福祉サービスが受けられるよう、木曾圏域内の相互協力や共生型サービス（※）の活用により、身近な地域でのサービスの充実に努めます。

（3）地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の地域生活への移行・継続の支援、就労支援といった課題に対し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等（※）の整備を進めるとともに、木曾圏域の社会資源を活用し、インフォーマルサービス（※）を含めた提供体制の整備を進めます。また、精神病床における長期入院患者の地域移行にあたり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活をする事ができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域の誰もが、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域での生活を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じ、様々なサービスを相互または一体的に利用できる仕組みづくりを進めます。

（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

健やかな育成の支援のために、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目ない一貫

した支援を行う体制の構築を図ります。また、障がい児が地域において保育、教育等の支援を受けることで障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等が住み慣れた地域で暮らしていくためには、その意思を尊重し、日常生活を支える障がい福祉に携わる人々の存在が欠かせません。社会福祉協議会や木曽圏域内の町村等と連携し、必要な障がい福祉サービスを継続していくための人材確保・定着に努めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組・定着

誰もがいきいきとやりがいをもって暮らせる地域社会づくりを目指し、居場所づくりとしての地域活動支援センターの利用推進、障害者就業・生活支援センター（※）と連携した就労支援等に取り組みます。また、スポーツや文化活動等を通じた社会参加を働きかけます。

(※) ノーマライゼーション

どのような障がいを持つ人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として一般の社会に参加し行動できるようにすべきであるという考え方。

(※) 共生型サービス

高齢者、障がい者、障がい児等対象者ごとに行っている福祉サービスについて、相互または一体的に提供が可能とされるサービス。

(※) 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度、高齢化や「親なき後」に備え、障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。木曽圏域では、必要な5つの機能（①相談②緊急時の対応・受入れ③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を関係機関が分担して担う面的整備型で実施している。

(※) インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービス。

(※) 障害者就業・生活支援センター

就業支援ワーカー、生活支援ワーカーを配置し、障がいのある人の就職や職場定着支援及び就労・地域生活に関する相談支援を行う機関。県および木曽圏域町村の相談支援事業の委託を受け運営されている木曽障がい者総合支援センター「ともに」が担っている。

2 施策の重点目標

基本理念を踏まえ、南木曾町が計画期間中（令和 6 年度～令和 11 年度）に特に重点的に取り組む目標を定めます。

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

「ノーマライゼーション」理念の普及や障がい者理解の促進に努め、積極的な広報啓発活動を実施します。特に、障がい者虐待防止センター（※）や、障害者差別解消法等、障がい者等の尊厳を守るための制度の周知を図ります。

また、障がい者が特別な存在ではなく、一人の住民としてその意思を尊重され、自分らしい生活を実現できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用します。

2 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせる地域生活の充実を図るため、木曾圏域における必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。地域生活支援拠点等整備（※）を進め、緊急時の受入れ体制を整備するほか、地域全体で生活を支えるサービス提供体制の構築を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 多様な障がいに対する支援の取り組み

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の取り組みを検討します。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育ニーズに応じた支援の取り組みを検討します。

（※）障がい者虐待防止センター

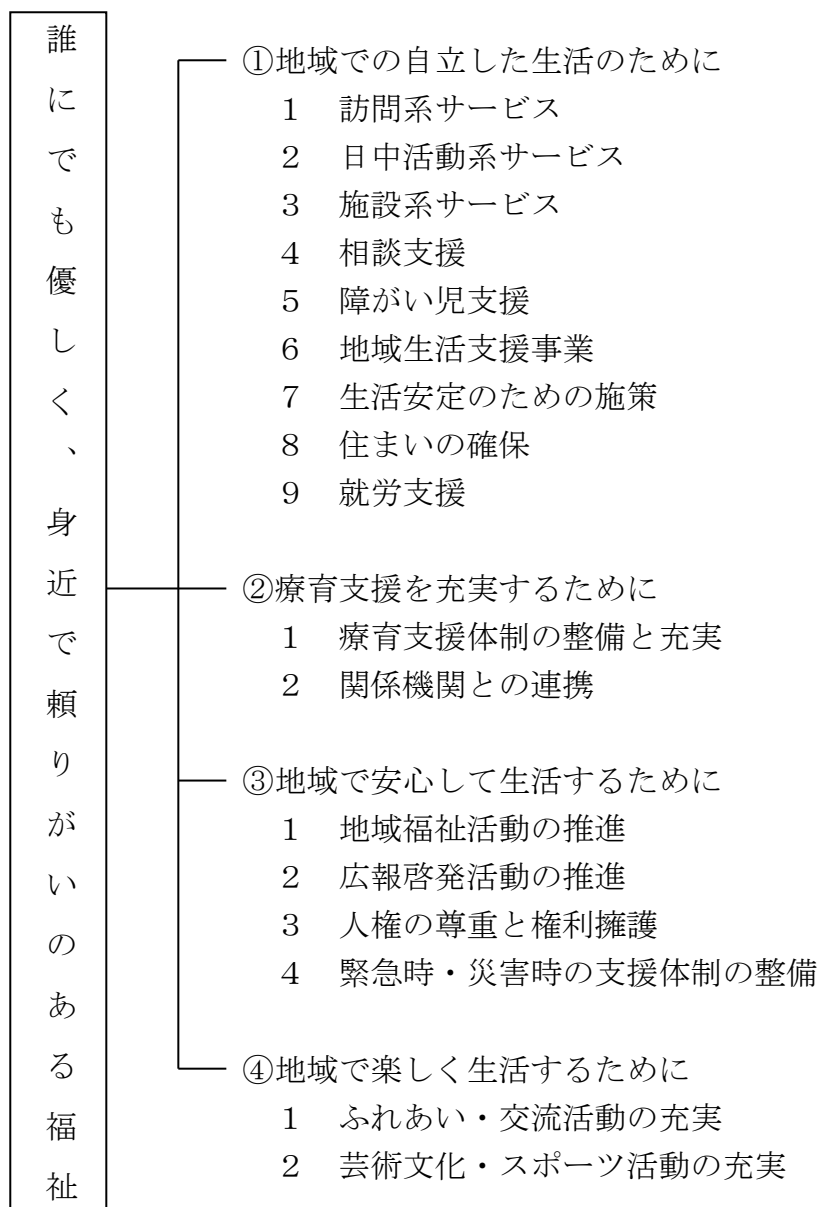
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待に関する通報や虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口としてセンターを設置しており、町福祉係がその役割を担っています。

（※）地域生活支援拠点等整備

第 3 章の 2 成果目標（3）地域生活支援拠点等の整備を参照。

3 施策の体系

施策を4つの柱に体系化し、総合的に推進することによって、「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉を目指します。



第3章 障害福祉計画の目標

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

国の計画策定に係る基本指針において、市町村は

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組定着

を基本的理念とした障害福祉計画を定めることとされています。また、その実現のために、施設入所の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行者数等についての具体的な数値目標や、指定障害福祉サービス等について必要な見込量を定めることとされています。

木曽圏域は面積が広く人口が少ないため、障がい福祉サービスの提供にあたっては、町村単位ではなく圏域単位で取組んでいく必要があります。このため、木曽圏域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）（※）で様々な課題の共有や支援方法等の検討を行い、障がい児者にサービスを提供する社会資源を充実させ、一人ひとりの状況に応じつつ、合理的できめ細かな対応がとれる体制づくりを目指します。

町では、原則として国の基本指針に基づき、数値目標を以下のとおり設定し、必要なサービスの充実や就労支援に取り組んでいきます。

（※）木曽圏域自立支援協議会

木曽圏域の相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの推進を目的に、平成19年3月に木曽障がい者総合支援センター「ともに」が事務局となり設置されました。現在、事務局は木曽広域連合が担っています。協議会には、就労支援部会・療育支援部会・生活支援部会・精神保健福祉部会・当事者部会・権利擁護部会が設置され、関係機関のネットワーク化、社会資源（サービスの構築・人材の確保・就労の確保等）の開発、障害のある人及び家族のニーズの把握、権利擁護に必要な援助、障害福祉計画の作成等について、当事者・家族・事業者・医療機関・社会福祉協議会・行政等が参加して、継続的な協議を行います。第2章 施策の重点目標で述べた地域生活支援拠点等整備事業にも取り組んでいます。

2 成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」）を設定します。本計画では、令和8年度を目標年度とした成果目標を定めます。

（１）地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (目標値)	7年度 (目標値)	8年度 (目標値)
移行者数	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第7期では現状から確実な移行を目指せる人がいないため、令和8年度の目標値は0としています。

（２）各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (目標値)	7年度 (目標値)	8年度 (目標値)
施設入所支援	人	12人	11人	11人	11人	11人	11人
削減数	人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第7期では現状から削減数を見込むことは困難であり、令和8年度まで削減数を0とし、現状維持としました。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

木曽圏域	年度	6年度	7年度	8年度
	地域生活支援 拠点等の数	1か所	1か所	1か所
	運用状況の検証 及び検討の回数	6回	6回	6回

自立支援協議会では、平成30年度から地域生活支援拠点の面的整備体制を整え、運用状況の検証、検討の機会を定期的に設けています。今後も同様の形態での実施を見込んでいます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (目標値)	7年度 (目標値)	8年度 (目標値)
①就労移行支援から	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②就労継続支援A型から	1人	0人	0人	0人	0人	0人
③就労継続支援B型から	0人	0人	0人	1人	0人	0人
④生活介護・自立訓練から	0人	0人	0人	0人	0人	0人
移行者のうち就労定着支援事業の利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

一般就労移行への移行者は現状から見込み令和6年度に1名を目標としました。町内をはじめ木曽圏域内に就労定着支援事業所はありません。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	年度	6年度	7年度	8年度
木曽圏域	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
	関係者の参加人数	16人	16人	16人

精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、就労等が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関が連携を図る協議の場が設置され、令和3年度から開催されています。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

木曽圏域	児童発達支援センターの設置	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する。
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に既存の児童発達支援事業所は1箇所あるが、圏域内のニーズを把握することで該当事業所の機能強化を検討する。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援の協議の場については、自立支援協内に設置されている重症心身障がい児・者在宅支援コンダクターチームが担います。

	医療的ケア児コーディネーター の配置人数	自立支援協議会に設置済（1名配置）
--	-------------------------	-------------------

人口規模の小さい木曽圏域では、単独設置は困難なため、圏域内で全町村をカバーできる体制を検討していきます。

（７）相談支援体制の充実・強化等

木曽圏域	年度	6年度	7年度	8年度
	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言の回数	12回	12回	12回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

木曽圏域内の相談支援事業所にて開催されている相談支援専門員等連絡会を活用し、事業者間の情報交換や困難事例の検討等を通じ、圏域全体の相談支援の質の向上を目指します。

（８）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

年度	6年度	7年度	8年度
障がい福祉サービス等に係る 研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払システム 等での審査結果分析を用いた、事 業所や関連自治体等との共有	当面の共有体制は無し。事業所が少ないため、県指導 監査結果及び個別審査事務等をふまえ町単独で随時 対応する。		

障がい福祉事務に携わる職員は、障害者総合支援法の具体的内容の理解や受給者の障がい福祉サービス等の利用状況を把握した上で、事業所からの請求の過誤をなくするための取組や、必要なサービスの提供が適切に行われているのかを検証していかなければなりません。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に職員が参加し、専門的な知識を正しく得ることや、県や事業所との情報共有に努めます。

第4章 施策の概要と方向

第1節 地域での自立した生活のために

障がい者等が住み慣れた地域で社会の一員として自立した生活や活動をするためには、ニーズに応じた適切な福祉サービスが提供される体制づくりが重要です。

また、ニーズの把握のためには、町、一般的な相談支援を行う木曽障がい者総合支援センター「ともに」、利用者個々に応じたサービス利用計画を作成する特定相談支援事業所が、相互連携を取りながらさらなる相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

障がい者等が、その人らしく暮らせる社会を目指し、総合的な生活・就労支援を進めるため、福祉サービスの必要量を見込み、施策の方向性を定めます。

1 訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出する際に必要な援助を行います。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等の複数のサービスを包括的に提供します。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)

●訪問系サービスの見込量（年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの見込量）

サービス名	単位	3 年度 (実績)	4 年度 (実績)	6 年度 (見込)	7 年度 (見込)	8 年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間 (人)	21 時間 4 人	20 時間 4 人	20 時間 4 人	25 時間 5 人	25 時間 5 人

●サービスの見込量と確保のための方策

訪問系サービスの見込量の設定にあたっては、現在居宅介護以外のサービスは利用対象者がなく、利用者の要件や形態に制限があるため、主に居宅介護の必要量で見込んでいます。現状のサービス利用者数と時間数を基本とし、令和 7 年度以降は新規利用となる人数を見込んで算出しました。

必要な人にサービスが提供できるよう、地域ケア会議等を通じて相談支援事業者、居宅介護事業者との情報共有を密にし、適切なサービス量の確保に努めます。

また、障害特性に応じた対応力を向上させ、人材のスキルアップを目指すため、県や自立支援協議会が実施する研修等の情報提供を行い、積極的な参加を促します。

2 日中活動系サービス

区 分	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練を行います。機能訓練では身体機能、生活訓練では生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型・B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用する A 型と、雇用契約を結ばないで利用する B 型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労継続を図るため、一定期間、企業や家族等との連絡調整等の支援を行います。

区 分	事業内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合等に、短期間（夜間も含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 医療型は病院等で実施されるもので、遷延性意識障害、難病の人等が対象となります。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
生活介護	人日分	294	264	264	286	286
	人	13	12	12	13	13
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日分	113	132	132	132	132
	人	6	6	6	6	6
就労継続支援（B型）	人日分	294	340	340	340	340
	人	16	17	17	17	17
就労定着支援	人	0	0	0	0	0
療養介護	人	0	1	1	1	1
短期入所 (福祉型・医療型)	人日分	5	14	14	21	21
	人	2	2	2	3	3

●サービスの見込量と確保のための方策

生活介護：現状のサービス利用者数と時間数を基本とし、令和6年度以降は利用者の見込人数×22日（月）で算出しています。利用者は主に施設入所者ですが、在宅の障がい者が身近な場所で利用できる共生型サービスの活用を図ります。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）：

現行利用者がなく、利用者見込もないため0としました。

就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型・就労定着支援）：

就労移行支援は、現行利用者がなく、利用者見込もないため 0 としました。
就労継続支援 A 型・B 型については、現行の利用量及び新規利用の人数を
勘案し、見込を算出しました。

就労定着支援は圏域内にサービス事業者がなく、利用対象者も限定される
ため、現状利用者の見込みはありません。

就労系サービス全般において、誰もがあたりまえに地域社会で活躍できる
場として、継続的なサービス利用を支援します。また、就労に必要な知識
や能力を身に付け、意欲の高い人は、A 型事業所や一般就労等へ移行でき
るよう支援するとともに、就労移行支援事業所の圏域内での確保に努めま
す。

療養介護：医療を必要とする障がい者には必要不可欠なサービスであり、1 名の利用
を見込んでいます。

短期入所（福祉型・医療型）：

現状、医療型は利用対象者がいないため、主に福祉型の必要量を見込みまし
た。介護者の高齢化や緊急時の対応等を想定し、利用者の増加を見込んで
います。短期入所は、グループホーム等身近な場所で提供されるサービスの
ため、圏域内の情報連携により必要量の確保に努めます。

3 施設系サービス

区 分	事業内容
自立生活援助	施設や病院等からひとり暮らしへ移行した人が、自 立した生活が営めるよう、一定期間、定期的な自宅訪 問や随時の対応により必要な情報提供や助言等の支援 を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談や日常生 活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事 の介護等を行います。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0	0
共同生活援助		13	13	13	13	13
うち日中サービス支援型		0	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		2	2	2	2	2
施設入所支援		12	11	11	11	11

●サービスの見込量と確保のための方策

自立生活援助：

圏域内にサービス事業者がなく、利用対象者も限定されるため、現状利用者の見込はありません。

共同生活援助：

地域で暮らすための基盤となるサービスであることから、常に一定のニーズが見込まれるため現状維持としました。日中サービス支援型は、昼夜を通じて職員が配置され、日中も支援を実施するグループホームのことをいいます。

相談支援等を通じて利用希望者の的確なニーズを把握し、県内外を問わずグループホーム事業所の情報収集や体験利用の活用促進に努めます。

施設入所支援：

成果目標との整合性を取るため、現状維持で見込んでいます。入所希望者、見込者の把握に努め、入所連絡調整会議の活用を図ります。

4 相談支援

区 分	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定前の「サービス等利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、病院等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)

地域定着支援	ひとり暮らしで生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)
--------	--

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
計画相談支援	利用者数	7	10	10	10	10
地域移行支援		0	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0	0

●サービスの見込量と確保のための方策

計画相談支援：

令和4年度実績を基に、現状維持として見込んでいます。現在、町内に2カ所の指定特定相談支援事業所があり、相談支援事業の提供を担っています。計画を作成する相談支援専門員は、サービス利用のために必要不可欠な職種ですが、現在サービス利用者に対する人材の不足が課題となっており、福祉事業者へ相談支援従事者研修の受講を促すとともに、圏域全体の問題として、持続可能な相談支援事業所のあり方を検討していきます。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）：

圏域内にサービス事業所がなく、また入所施設等から地域生活に移行してサービスを利用すると見込まれる者もないため、現状利用者の見込はありません。

5 障がい児のサービス

区 分	事業内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 医療も行うものを「医療型」といいます。
放課後等デイサービス	就学する障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、保育所等を訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援等を行います。
障害児相談支援	障がい者の計画相談支援と同様です。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
児童発達支援	人日分	6	3	3	3	3
医療型児童発達支援	利用児数	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	7	10	10	10	10
	利用児数	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0	0
	利用児数	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0
	利用児数	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	1	1	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	1	1	1

●サービスの見込量と確保のための方策

児童発達支援：

児童発達支援は、木曽町にある木曽こどもセンターで実施しています。関係機関と連携し、児童発達支援センターの支援機能と同等の機能体制を、地域において構築する事を圏域全体での目標としており、サービスに一定のニーズがあるため、令和4年度までの実績を基に令和6年度以降も1名分を見込んでいます。

（現在、児童発達支援(医療型)の対象者はなく、利用見込はありません。）
また、町の発達支援対策は、幼児健診後のフォローとして「あそびの教室」を月に数回開催し、町独自の療育支援を行っているほか、木曽障がい者総合支援センター「ともに」が郡内で実施する療育事業への参加呼びかけ等を行っています。児童発達支援に限らず、支援が必要な子どもが療育を受けられる体制の確保に引き続き努めていきます。

放課後等デイサービス：

児童発達支援と同じく、木曽こどもセンターで実施されています。基本的に放課後の利用となるため、木曽養護学校に通う児童・生徒の利用を見込んでいます。町内では、次頁で述べる地域生活支援事業の中の日中一時支援事業で、放課後の居場所が必要な子どもの受入を行っています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援：

木曽障がい者総合支援センター「ともに」の療育事業によるこども園等の巡回相談が実施されていることや、居宅訪問型の対象となる児童が現在いないため、現状の見込みは0としています。

障害児相談支援：

令和4年度までの実績を基に令和6年度以降を見込んでいます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置：

人口規模の小さい木曽圏域では、町村単独でコーディネーターを配置することは現実的でないため、令和5年度から圏域内で1名の配置があります。

いずれのサービスにおいても、障がいの早期発見や、ニーズの掘り起こしには出生時から関わる保健師の役割が重要であり、また就園以降はこども園や学校とのつなぎ役である子育て世代包括支援センター（※）との連携も必要になるため、個別支援会議や情報の共有でニーズを把握しつつ、必要なサービスが提供できる体制づくりに努めていきます。

（※）子育て世代包括支援センター

妊娠・出産から概ね18歳までの子どもを対象として、子育てや子どもの成長・発達等を総合的に支援するため、令和2年4月に教育委員会内（子どもすくすく係）に設置。妊娠・出産から乳児期は住民課健康しあわせ係の保健師が健診等で相談に応じるほか、保育園、小中学校、高校等とも連携を図りながら、子どもの健やかな成長を支援する。

6 発達障がい者に対する支援

発達障がい者等の支援には、本人はもちろんその家族への支援が重要です。

県の設置する発達障がいサポートマネージャーやペアレントメンター事業（※）の活用、保健師や子育て世代包括支援センターとの連携等もふまえ、総合的かつ広域的に当事者の視点に立った事業推進を検討していきます。

（※）ペアレントメンター事業

発達障がいのある子を育てた経験のある先輩保護者で、所定の研修を修了した人（ペアレントメンター）が現在子育てをしている保護者の話の傾聴や、自分の育児体験の紹介をする事業。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、これまでに述べた指定障害福祉サービス等とは別に、町が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断で実施できる事業）があります。

●必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者等の理解を深めるための研修や、普及・啓発のため広報活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族からの相談に応じ、情報の提供や助言等のほか、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる知的・精神障がい者に対し、必要に応じ利用に要する費用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	自立支援や介護負担軽減等のための用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	障がいにより屋外での移動が困難な人の、外出時の移動を支援することにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、創作活動・生産活動の機会の提供や地域との交流を通して社会参加の促進を図ります。

●年間の見込量又は年間における実施の有無

事業名		見込むもの	3年度 (実績)	4年度 (実績)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無 (有：1 無：0)	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業		実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0	0
相談支援事業							
	障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無 (有：1 無：0)	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業		実利用見込み者数	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業							
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	0	0	0	0	0
	手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
	介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	0	0	1	1	0
	自立生活支援用具	給付等見込み件数	0	0	0	0	1
	在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	0	0	0	1	0
	情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	0	0	1	0	1
	排泄管理支援用具	給付等見込み件数	64	56	60	60	60
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習修了 見込み者数	0	0	0	0	0
移動支援事業		実利用見込み者数	3	3	4	4	4
		延べ利用見込み 時間数	421	354	440	440	440
地域活動支援センター		実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
		実利用見込み者数	11	11	11	11	11

●見込量の考え方と確保のための方策

理解促進研修・啓発事業：

障がい者に対する理解を促進するため、各種行事や障がい者週間等、広報誌やインターネット等を通じた広報啓発活動を行います。また、社会福祉法人等が実施する障がいに関する講演・研修等に対する支援を行います。

自発的活動支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としていますが、町内の障がい福祉団体が行う活動への参加や助言等の支援を行います。

相談支援事業：

木曽障がい者総合支援センター「ともに」に委託して実施しています。役場を会場として行うサテライト相談も定期的に実施します。精神保健福祉士を町村負担で配置しているため、その分を相談支援機能強化事業として計上しています。住宅入居等支援事業は、保証人がいない等の理由で入居が困難な人を対象としていますが、現在ニーズが見込まれないため0としています。

成年後見制度利用支援事業：

親なき後や、障がい者自身の高齢化等により、成年後見制度が必要となる人が年々増加すると思われることから、各年度1名を見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としています。木曽圏域では成年後見制度の受託先が限られており、令和5年度から社会福祉協議会が法人後見人を受託できる体制を整えました。

意思疎通支援事業：

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については現在ニーズが見込まれないため0としています。手話通訳者設置事業についても、常時設置の必要がないため0としています。いずれも必要に応じ、県の登録手話通訳者・要約筆記者による派遣を依頼します。

日常生活用具給付等事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。排泄管理支援用具は消耗品であるため、恒常的な給付が見込まれます。いずれも障がい児者の日常生活の質の向上に必要なものとして、対象となる用具の把握や福祉用具事業者との連携に努めます。

手話奉仕員養成研修事業：

現在手話通訳等のニーズが見込まれず、町単独での実施は難しいため0としています。手話学習の機会として、県が実施する手話講座等の情報提供に努めます。

移動支援事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。現在町内にこの事業を行う事業所はなく、ここでは他圏域での利用者を主に見込んでいます。移動支援は、多くの人にとってなくてはならないサービスです。公共交通システムのあり方のほか、圏域内の状況を見つつ、障がい者のニーズと法の趣旨に添った実施方法を研究していきます。

地域活動支援センター：

実利用者数は現状の人数の維持を見込んでいます。事業の委託先である特定非営利活動法人なぎそ福祉会と連携を密に図り、生産活動の機会や、利用者個々に応じた創作的活動の場の提供を行います。

●その他任意事業

市町村の裁量で実施できることから、現在利用がない事業についても圏域内での調整を行いつつ、より対象者のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

- ・訪問入浴サービス事業

自宅の浴室では入浴が困難な重度の身体障がい児者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

- ・日中一時支援事業

日中、介護者の不在等により一時的に見守りが必要な障がい者等に活動の場を提供し、介護や日常的な訓練を行います。町内では特定非営利活動法人なぎそ福祉会で事業を実施しているほか、木曽圏域内にも事業所があります。

- ・レクリエーション活動等支援事業

障がい者の交流、余暇活動、健康づくり等を支援するため軽スポーツ、レクリエーションを中心とした交流会を開催します。

- ・自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の利用によって自立や社会参加の促進が見込まれる障がい者に、運転免許取得や自動車改造に係る費用を助成します。

- ・障害者タクシー・リフトバス乗車券交付事業

タクシー利用助成券を交付することで、障がい者等の社会参加・外出を支援します。

8 生活安定のための施策

障がいのある人が安定した生活を確保し、社会的自立が図られるためには、雇用の確保とともに年金制度をはじめとする社会保障の充実が必要です。

また、各種福祉手当や医療費の助成等、必要な人が制度を利用できるよう手帳交付時や広報誌、ホームページ等を通じて十分な周知が必要です。

- (1) 障がいのある人が安定した生活を確保するため、障害者年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等障がいに係る各種手当の周知に努め、年金担当者や保健師等と連携し、受給手続きを支援します。
- (2) 心身障害者扶養共済制度について周知を行い、加入者が死亡したり著しい障がいを有する状態となった時、共済年金の給付により障がい者等の生活の安定を図ります。
- (3) 障がいのある人の適切な受診と医療費の負担を軽減するため、福祉医療費を給付します。
- (4) 障がい福祉サービスに係る費用や就労、生業のために必要な資金を援助するため、生活福祉資金制度について周知し、利用を促進します。
- (5) 所得税や町県民税等、税制度における障害者控除や自動車税の減免、利子等の非課税（障がい者マル優制度）等について周知に努めます。
- (6) 身体・知的障がいのある人を対象とする公共交通機関や有料道路の割引制度、身体・知的・精神障がいのある人を対象とするNHK受信料の減免制度や携帯電話の割引サービス等の周知に努め、制度の活用を推進します。

9 住まいの確保

障がい者の自己決定の尊重と利用者本位の福祉サービスの提供により、施設入所から地域で暮らすことを目指す地域生活移行への転換が求められています。また、精神科病棟における社会的入院が、医療費の増加や急性期患者の入院を妨げているとして、精神障がい者の地域社会への移行が求められています。

現在、親元で生活している障がい者にとっても、親亡き後や親自身に支援が必要となったとき、地域で生活をどのように継続していくかという課題にも対処していかなければなりません。

平成28年5月に、町内に「グループホームすみよし」が開設し、障がい者が地域で暮らすための一翼を担っています。グループホームのニーズは依然として高く、今後も障がい福祉サービス等の充実と併せ、地域で暮らすためにグループホームの確保が必要となっています。

- (1) 真にグループホームの利用が必要な方が入居できるよう、相談支援専門員や木曽障がい者総合支援センター「ともに」と連携し、必要量の確保に努めます。
- (2) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業により、住環境の整備を支援します。
- (3) 障がい者が町営住宅へ入居する際は、障がいの状況に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居等の制度拡充を進めます。
- (4) 障がい者の住宅改修に係る費用を援助するため、生活福祉資金の利用を促進します。

10 就労支援

家庭や地域でいきいきと生活するためには、自己の持てる能力を発揮し主体的に活動する場、生活の糧を得る場として、日中活動の場や就労の場の確保は、重要な課題となっています。

町では、平成6年度に障がい者等共同作業所として「ひだまり工房」を設置し、生活訓練や就労訓練、日中活動の支援を行ってきました。平成20年度に「ひだまり工房」は長野県より就労継続支援事業B型の指定を受け、南木曾町社協が運営しています。

また、町内企業やハローワーク、木曾圏域障害者就業・生活支援センター（※）等の関係機関と連携し、就労への支援を進めていく必要があります。

(1) 障がい者の就労の場を確保するため、今後もひだまり工房の運営を支援します。

また安定した工賃の支払いや工賃アップのため、地域に必要とされる自主事業（リサイクル活動等）や、町、企業からの受注機会の拡充に努めます。

(2) 木曾圏域障害者就業・生活支援センターや特別支援学校の進路指導部、ハローワーク、障害者職業センター等と連携し、ジョブコーチ制度や職業委託訓練制度等により、障害のある人の一般就労を支援します。また、地元企業と連携し、協力支援体制の確立を目指します。

企業に対してさまざまな障害について理解を深めてもらい、障害のある人の雇用を進めていけるよう関係機関と連携していきます。

(3) 障害のある人を地域で支えていくためには、地域の支援が必要です。このためボランティア団体やNPO法人の支援を協働の視点にたって推進し、地域福祉活動を支援します。

(4) 一般就労した障がい者が、安心して仕事を続け、職場に定着できるよう就労定着支援の活用を図ります。

第2節 療育支援を充実するために

1 療育支援体制の整備と充実

地域共生社会の実現のため、障がい者等がその人らしく生活し、教育を受け、仕事をする事ができる社会の実現が課題となっています。そのために幼児期から成年期に至るまで一貫した支援体制の整備と、専門機関の活用が求められています。

また、あきらかな知的の遅れを伴わない自閉症、学習障害等いわゆる「発達障害」を持つ子どもも増加の傾向にあります。その対応として、幼児期では年齢に見合った療育と生活場面の支援が必要であり、学校においては、障がい特性に配慮された教育環境の充実が必要になります。

町では、幼児期から成年期に至る支援体制として、保健、医療、教育、福祉の分野を結集し、子どもサポート協議会を設置しています。

成年期の支援としては、社会での活動を保証するため、地域活動支援センターを設置して日中活動を支援するとともに、就労支援として木曽圏域障害者就業・生活支援センター等の活用を図ります。

- (1) 児童の療育支援の充実を図り、子ども支援担当が中心となって虐待に迅速・適切に対応していきます。また、子どもサポート協議会を活用し関係機関との連携を強化します。
- (2) 障がいを早期に発見し、早期療育を実現するため、乳幼児健診体制の充実と保健福祉事務所や木曽障がい者総合支援センター「ともに」が実施する相談の活用、医療機関、木曽こどもセンター、木曽がい害者総合支援センター「ともに」等が行う療育訓練を推進し、子どもの健やかな発達のための支援を行います。
- (3) 療育体制の充実を図るため、自立支援協議会内の療育支援部会を通じ、圏域内の状況把握、情報を共有し、人材の確保、育成を進めます。また、不足していると思われる福祉サービスについて、拡充に努めます。
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、自立支援協議会療育支援部会内の重症心身障がい児者在宅支援コンダクターチームを中心にした支援を行います。
- (5) 保護者の仲間づくりや情報交換を行うため、保護者の会の活動を支援します。
- (6) 研修等を通じて、保健師・保育士等専門職の資質の向上を図ります。
- (7) 就学前後の相談体制、児童や保護者への相談・支援体制を強化するため、こどもサポート協議会の活用を図り、個々のケースに応じて関係機関と連携します。
- (8) 地域活動支援センター等を利用して、社会参加の促進を図ります。

2 関係機関との連携

各種福祉法の改正により、町が担うべき役割は年を追って増加していますが、町単独で支援体制を整備するには限界があります。

そのため今以上に、保健、医療、教育、福祉等分野を超えて関係機関との連携を図り、支援体制を強化していく必要があります。

また、就園、就学等の場面において、切れ目ない支援体制を構築するためには、支援者である保育士や教員の参加が不可欠です。さらに就労移行の時期にあたっては、就労支援の枠組みを作っていくことが重要であり、学校の進路指導担当や労働行政関係との連携も不可欠となってきます。

(1) 乳幼児期からの支援体制の構築を図ります。

乳幼児健診等を通じて保護者からの相談に応じ、関係機関と連携し、相談機関や医療機関へのつなぎ、療育や福祉サービスの利用を支援します。

(2) 就学期の支援体制の構築を図ります。

就学相談、教育相談等の実施を進めるとともに、個別支援会議を開催し、関係者が連携を取り情報共有することで、継続的な支援を行います。

(3) 就労期の支援体制の構築を図ります。

高等学校、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、学校から就労へのスムーズな移行を支援します。就労後も相談支援専門員や木曽障がい者総合支援センター「ともに」が相談支援体制をとっていきます。

(4) 療育関係者のネットワークを図ります。

木曽障がい者総合支援センター「ともに」が中心となり、圏域全体で支援体制を構築し、節目ごとに支援の連携がスムーズに行われるよう、療育関係者のネットワーク化を図ります。

第3節 地域で安心して生活するために

1 地域福祉活動の推進（関係団体との連携）

障がい者が地域で安心して住み続けていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。そのため、より多くの人々が障がい者の生活や行動に理解を示し、必要に応じて援助やボランティア等の協力が得られるような地域づくりを推進する必要があります。

このため、幼年期からの福祉教育や生涯学習を通じた取り組みが重要であり、ボランティア活動はその第1歩ともなる役割を担っています。小中学生から高齢者まであらゆる年代のボランティア活動を奨励し、関係者や関係施設、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図り、障害のある人の希望や地域生活に沿ったボランティア活動を進めていく必要があります。

また、町内の各種団体（南木曾町身体障害者福祉協会・南木曾町手をつなぐ育成会・育ちの会ぱれっと）との連携を図り、障がい者等が真に必要なとする協力支援体制を作っていく必要があります。同時に、協働の立場からNPO法人等の団体を支援していく必要があります。

- (1) 障がいを理解するため、町民への啓発活動を積極的に進めます。
- (2) 小中学校でのボランティア活動の推進とボランティア教育を進めます。
- (3) 地域福祉活動を積極的に推進していきます。
- (4) ボランティアセンターの活動を支援していきます。なぎそ・おたすけ隊の利用促進を図ります。
- (5) 各種団体（南木曾町身体障害者福祉協会・南木曾町手をつなぐ育成会・育ちの会ぱれっと）への情報提供と、活動に対する支援を実施します。
- (6) 障がいのある人の生活を支えるNPO法人の活動を支援します。
- (7) 社会福祉協議会の共同募金委員会の助成計画との連携を図り、共同募金推進計画との連動を積極的にすすめます。

2 広報啓発活動の推進

障がい者等への理解をより深めるため、広報啓発活動を積極的に行い、町民の意識を高める必要があります。

また、障がい者等自身も積極的に社会参加することにより、ノーマライゼーションの理念を普及していく必要があります。

- (1) ノーマライゼーションの理念の実現に向け、広報なぎそ、ホームページ等による啓発広報活動を実施し、障がい者福祉に対する意識を高めていきます。

- ・次の障害者週間等を有効に活用していきます。
 - ① 障害者週間（毎年 12 月 3 日～9 日）
 - ② 人権週間（毎年 12 月 4 日～10 日）
 - ③ 障害者雇用支援月間（9 月）
 - ④ 精神保健福祉普及運動（10 月）
 - ⑤ 発達障害啓発週間（毎年 4 月 2 日～8 日）
- （2）障害者虐待防止法や障害者差別解消法、県が実施する「あいサポーター」研修等、障がいに対する理解を深めるため、制度の周知を図ります。
- （3）ひだまり工房、地域活動支援センター等が行う地域との交流活動を支援します。

3 人権の尊重と権利擁護

ひとり一人の人格や個性が尊重され、個々の意見や能力が活かせる社会を実現することは、本計画の重点目標でもあります。

しかし実際は、障がい者に対する虐待案件や、障がいを理由とした差別、不利益を受ける等のトラブルが起きています。

このため、県の障がい者共生条例等に基づき、障がいについて正しい理解を促すとともに、権利擁護のための各種制度の活用を図ります。

- （1）人権尊重に関し、人権擁護委員や民生児童委員との連携を図ります。
- （2）社会福祉協議会が実施する心配ごと相談や町、商工会が実施する弁護士無料相談等の相談事業の情報提供に努め、その活用を図ります。
- （3）職員に対し、障がいについての理解を深める研修を行うとともに、住民、事業者に対し、障がいに関する知識の普及啓発を行います。
- （4）障がい者等の権利が侵害されることなく、自分らしく安心して生活できるよう、木曽広域連合に設置された中核機関（※）や社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業（※）や成年後見制度（※）等の利用を推進します。
知的障がいや精神障がいで判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、成年後見制度の周知や相談を行います。また、これらの事業を担う中核機関を令和 4 年度に木曽広域連合に設置しました。
- （5）障がい福祉サービス提供事業者をはじめ関係機関と情報を共有し、虐待の防止と早期発見に努めます。

町には、障害者虐待防止法に基づく「障がい者虐待防止センター」が設置されており、障がい者虐待に関する通報、相談の窓口となっています。広報誌等を通じ、障がい者虐待防止の啓発や、センターについての周知を図ります。また、県の実施する障がい者虐待防止研修に参加するとともに、虐待案件の未然防止や早期発見のため、障がい者福祉施設従事者にも受講を促し、障がい者に携わる人たちの意識の向上や、理解促進に努めます。

- (6) 障害者差別解消法に基づき、不当な差別的扱いの禁止の徹底と合理的配慮の提供を行います。

障害者差別解消法により、障がい者を理由とする不当な差別の禁止、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が定められています。

住民に対し、差別解消に関する周知を図るとともに、役場窓口で住民と接する全ての職員が差別解消の視点に基づいた対応を行うよう努めます。また、広域的な対応が必要な問題が発生した場合には、木曽圏域障害者差別解消支援地域協議会で協議を行い、差別の解消を図ります。

- (7) 障がい者本人の意思決定を尊重し、住む場所、福祉サービス利用の決定場面等では、福祉サービス事業者等は本人の意向を十分に確認した上で、支援を行います。

(※) 中核機関

権利擁護の支援を必要とする住民に対する対応を行うために成年後見人制度の利用促進を目的に、各関係機関で構成された組織の中心となり調整を行う。

(※) 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用申請や日常生活の金銭管理等が難しい障がい者を援助する事業で、本人と社会福祉協議会との契約により、生活支援員が援助を行う。

(※) 成年後見制度

判断能力が不十分なために、契約や財産管理等の法律行為を自分で行うことが困難な障がい者を保護する制度で、法廷後見では程度により家庭裁判所で選任された保佐人・補助人・後見人が、本人の代理として財産管理等を行う。

4 緊急時・災害時の支援体制の整備

近年、地震や台風による災害はいつどこで起きてもおかしくない状況にあります。

また、障がい者等の中には、自力で避難することが難しい人もいます。災害時に配慮を必要とする障がい者等が安全に避難を行えるよう、「南木曽町防災計画」・「南木曽町避難所運営マニュアル」に基づき、関係機関や地域と協力して避難支援体制の構築に努めます。

- (1) 災害時に的確な安否確認が行えるよう、避難行動要支援者名簿の作成を行います。また、障がい者等が通所や生活をする要配慮者支援施設に避難確保計画の策定と定期的な避難訓練の実施を働きかけます。
- (2) 避難行動要支援者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する障がい者等を対象に個別避難計画の作成に取り組みます。
- (3) 防災意識の高揚を図るため、啓発活動を積極的に推進します。

- (4) 南木曾町内で災害が発生した場合に、在宅の要配慮者（避難所生活において特別な配慮を要する者）のための福祉避難所の確保に努めます。なお、木曾郡内の障がい者支援施設、グループホーム、高齢者の場合は老人福祉施設とは、一時的な入所ができるように、各施設と協定を締結しています。
- (5) 障がい者等の安心安全な生活を確保するため、警察や、消防署、消費生活センター等との連携を図っていきます。

第4節 地域で楽しく生活するために

1 ふれあい・交流活動の充実

すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現には、障がいのあるないに関わらず、地域における相互交流・相互支援が重要です。そのために、同じ障がい者同士の交流や、地域住民に障がいを理解してもらうためのきっかけづくりの場が必要です。

- (1) 地域活動支援センターを周知し、障がい者同士や地域の方々との交流の場づくりを進めます。
- (2) 障がい者を対象に、スポーツ・レクリエーション活動を主とした「なんでも交流会」を開催し、在宅の障がい者の交流や余暇活動を支援します。
- (3) 障がい者の活動と交流の範囲が広がるよう、広報誌や町ホームページ等を活用して、利用しやすい施設やイベント情報等の提供に努めます。

2 芸術文化・スポーツ活動の充実

障がいに関わらず、芸術や文化活動への関心は多くの人が持っています。絵画や工芸等、幅広い創作活動の推進により、ゆとりや潤いのある生活が求められています。

令和10年に信州やまなみ国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が長野県での開催予定でもあり、全国的にも障がいスポーツへの関心の高まりがある中、スポーツを通じた共生社会の実現を目指し、誰もが身近な地域で共にスポーツに親しめる環境を整備する必要があります。

障がい者の生活スタイルやニーズの多様化により、また上記で述べた障害のある人の交流や余暇活動の充実を図る意味でも、芸術文化活動やスポーツ活動の充実が果たす役割は今後さらに重要になっていきます。

(1) 芸術文化活動の充実

県の障害者文化芸術祭作品展や、南木曾町町民展等への参加を促すとともに、機会あるごとに創作活動の発表の場を提供します。

生涯学習担当や地域活動支援センターと連携し、障がい者等の文化活動や創作活動に支援を行い、仲間づくりや余暇活動の充実を図ります。

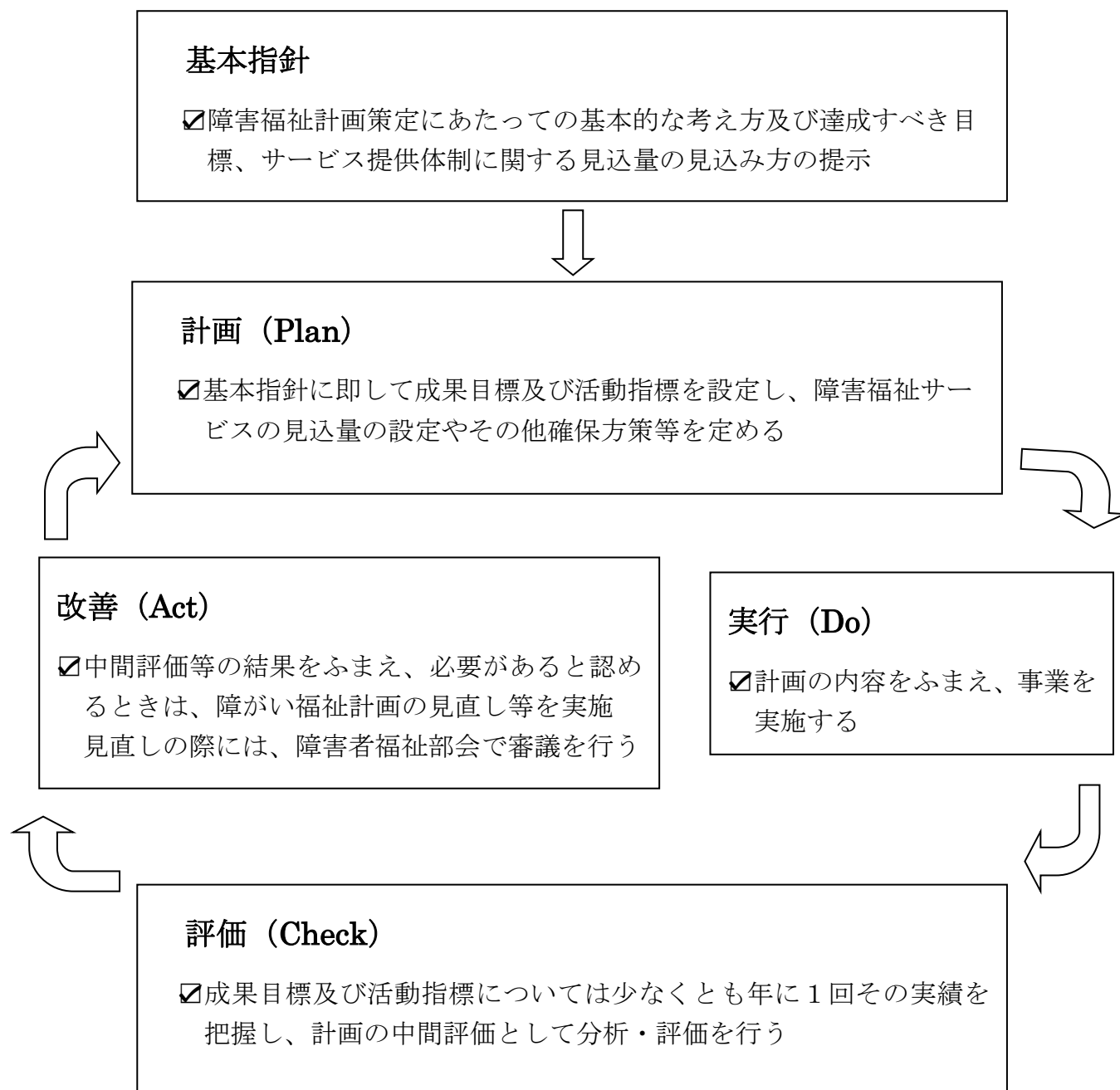
(2) スポーツ活動の充実

木曾郡ふれあいスポーツ交流会や長野県障害者スポーツ大会等の周知を図り、参加を支援します。また、長野県障がい者福祉センター「サンアップル」等が行うスポーツ大会やイベントの情報提供に努めるとともに、サンスポルトまつもとや総合型スポーツクラブとの連携を図り、スポーツに親しむ機会を作ります。

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の進行管理

本計画が着実に推進されるよう、成果目標等について進捗状況を点検し、評価を行います。その結果に基づき、計画内容を継続的に実施し、場合によっては計画内容の一部見直しを行いながら、施策の推進を図ります。



第2節 計画の見直し

本事業計画は3年を1期として計画されています。計画は、令和8年度に見直しを行い、令和9年度から令和11年度までの事業計画を策定します。

障害者福祉計画策定に関する懇話会等の開催状況

1 南木曾町議会への報告等

協議会開催日	協議内容
平成18年9月28日	障害者自立支援法と障害者福祉計画の概要
平成19年3月27日	障害者福祉計画の報告
平成21年9月17日	障害者福祉計画見直の報告
平成24年6月12日	障害者福祉計画見直の報告
平成27年3月27日	障害者福祉計画見直の報告
平成30年6月20日	障害者福祉計画見直の報告
令和3年6月17日	障害者福祉計画見直の報告

2 地域福祉計画策定推進懇話会（障害者福祉部会）の開催状況

部会開催日	協議内容
平成18年5月25日	・地域福祉計画について ・障害者自立支援法の概要について ・障害福祉計画の概要と今後の日程について ・班別の意見交換会
平成18年12月26日	・障害者福祉計画骨子について ・障害福祉計画目標値について
平成19年3月14日	・障害者福祉計画について（当初の最終確認）
平成21年4月6日	・障害者福祉計画の見直について
平成21年7月22日	・障害者福祉計画の確認について（見直しの最終確認）
平成24年2月23日	・障害者福祉計画の見直について
平成27年3月26日	・障害者福祉計画の見直について
平成30年3月23日	・障害者福祉計画の見直について
令和3年3月24日	・障害者福祉計画の見直について

3 説明会の開催状況

会議開催日	協議内容
平成17年6月30日	障害者自立支援法説明会（障害福祉団体対象）
平成19年2月13日	障害者福祉計画策定説明会（全町民対象 昼）
平成19年2月13日	障害者福祉計画策定説明会（全町民対象 夜）

4 地域福祉計画推進部会の状況

障害者福祉計画について実務担当者による協議を行いました。

また、必要なサービスの確保や圏域の障害福祉計画について、木曽広域連合や郡内他町村をはじめ、保健福祉事務所や木曽障がい者総合支援センター「ともに」、自立支援協議会で調整を行いました。

南木曾町障害者福祉計画

令和6年3月

策 定 南木曾町地域福祉計画策定懇話会
(障害者福祉部会)

発 行 南木曾町住民課
〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書3668-1
電 話 0264-57-2001
F A X 0264-57-2270
ホームページアドレス <http://www.town.nagiso.nagano.jp>